

日本高血圧学会・日本循環器病予防学会・日本動脈硬化学会認定  
高血圧・循環器病予防療養指導士 認定規則

第1章 総則

第1条

この制度は、循環器病の主たる原因である高血圧や脂質異常症の生活習慣病の改善・予防、および、その他の危険因子の管理に関する療養指導を行うために有用専門的知識および技術を有する第8条に定められた職種の資質向上を図り、そのことにより循環器病の予防や病態改善により国民の健康増進に貢献することを目的とする。

第2条

前条の目的を達成するため、日本高血圧学会、日本循環器病予防学会、日本動脈硬化学会（以下3学会）は3学会協力のもとに学会認定制度を設け、高血圧・循環器病予防療養指導士を認定する。

第3条

3学会は本制度の実施と運営のために、高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会を設置する。高血圧・循環器病予防療養指導士の認定事務局は日本高血圧学会の事務局内に置く。業務内容や役割分担は別途定める内規にて共同で行う。

第2章 高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会

第4条

高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会（以下「認定委員会」という）の構成、業務を次のように定める。

- 1) 3学会各学会から3名ずつ選出された計9名の委員をもって構成する。
- 2) 認定委員長1名、副委員長2名は委員の互選により決定する。
- 3) 認定委員会は高血圧・循環器病予防療養指導士の認定制度に関わる全ての業務を行う。
- 4) 認定委員会の下に認定試験ワーキング、カリキュラムワーキングを設置する。

第5条

認定試験ワーキングの構成、業務を次のように定める。

- 1) 認定試験ワーキングは3学会から3名ずつ選出する。うち1名は、各学会認定委員会の委員を含むこととする。
- 2) 認定試験ワーキング長は認定委員長が指名する。
- 3) 認定試験ワーキングは認定試験に関わる以下の業務を行う。
  - ①認定試験問題の作成、校閲、校正、採点。
  - ②試験結果の判定。

- ③受験資格に関する業務
- ④その他認定試験施行に関する業務。

## 第6条

カリキュラムワーキングの構成、業務を次のように定める。

- 1) カリキュラムワーキングは3学会から3名ずつ選出する。うち1名は、各学会認定委員会の委員を含むこととする。
- 2) カリキュラムワーキング長は認定委員長が指名する。
- 3) カリキュラムワーキングは研修カリキュラムに関わる以下の業務を行う。
  - ①高血圧・循環器病予防療養指導士研修カリキュラムの作成。
  - ②高血圧・循環器病予防療養指導士の更新の審査。
  - ③研修マニュアル、研修指導マニュアルの作成。
  - ④高血圧・循環器病予防療養指導士に関するガイドブック等の教材の監修、校閲。
  - ⑤その他研修カリキュラムに関する業務。

## 第7条

認定委員ならびにワーキング委員の任期ならびに定足数について、次のように定める。

- 1) 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2) 認定委員会は委員の過半数の出席により成立する。委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 3) 各ワーキングは委員の過半数の出席により成立する。ワーキングの議事は、出席者の過半数をもって決する。

## 第3章 高血圧・循環器病予防療養指導士の資格と役割

### 第8条

高血圧・循環器病予防療養指導士とは、循環器病の予防のために、高血圧や脂質異常症等の生活習慣病の改善・予防、およびその他の危険因子の管理に関して、適切な指導を行う能力を有する保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、公認心理師、医療心理士、臨床検査技師、健康運動指導士に3学会が与える資格である。

### 第9条

高血圧・循環器病予防療養指導士の役割を次に示す。

- 1) 臨床においては、高血圧専門医、動脈硬化専門医等の専門医の指示のもと、多職種連携の一員として、循環器病の予防のために、高血圧や脂質異常症等の生活習慣病の予防や改善、また、その他の危険因子の管理について指導する。
- 2) 健康管理、保健指導においては、生活習慣病の予防・改善や危険因子の管理について指導する。

## 第4章 認定試験の申請資格

### 第10条

高血圧・循環器病予防療養指導士の認定試験の申請資格は次の各項の要件を全て満たすものとする。

- 1) 保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、公認心理師、医療心理士、臨床検査技師、健康運動指導士の資格を有する者。
- 2) 日本高血圧学会、日本循環器病予防学会、日本動脈硬化学会のいずれかの学会員であること。（認定試験前年の3月末日までに入会手続きを完了していること。）
- 3) 医療機関、医育機関、教育機関、健康管理機関、健診機関、保健指導機関、調剤薬局、保健医療行政等で3年以上の指導実務経験を有し、所属長がそれを認めた者。
- 4) 申請日より過去5年以内に3学会が主催する下記①～⑤のいずれかに2回以上参加した者。
  - ①日本高血圧学会総会
  - ②臨床高血圧フォーラム
  - ③日本循環器病予防学会学術集会
  - ④日本動脈硬化学会総会・学術集会
  - ⑤動脈硬化教育フォーラム
- 5) 上記①～⑤において開催される療養指導士に関するプログラム、あるいはカリキュラム委員会が指定する講習会で、カリキュラムのA群、B群、C群の各群より10単位以上合計30単位以上取得した者。

## 第5章 高血圧・循環器病予防療養指導士の認定、更新

### 第11条

認定試験は年1回行う。実施方法等については高血圧・循環器病予防療養指導士実施細則にて定める。

### 第12条

認定試験ワーキングは、受験資格審査、試験問題作成、認定試験実施、試験結果の審査・判定を行う。

### 第13条

認定委員会は認定試験ワーキングの判定を基に高血圧・循環器病予防療養指導士の認定を行い、結果を公表する。

### 第14条

認定期間は5年間とする。

## 第 15 条

高血圧・循環器病予防療養指導士の認定資格の更新申請資格を有する者は次の各項の条件を全て満たすものとする。

- 1) 高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験受験を申請した資格を保有している者。
- 2) 5年間継続して日本高血圧学会、日本循環器病予防学会、日本動脈硬化学会のうちいずれかの会員である者。
- 3) 所属する学会の定めによる年会費の未納がない者。
- 4) 更新申請日から過去 5 年間の間に、更新に要する単位として合計 30 単位以上を取得した者。ただし、うち 4 単位以上は次の (1) ~ (5) の学術集会への参加により取得する。20 単位以上は主催する各学会の指定講習会または認定委員会が認定した認定講習会への参加により取得するものとする。この他、認定委員会が指定した関連学会の学術集会への参加や、その他高血圧や脂質異常など循環器病予防に関する講習会に申請者が参加し、作成された研修レポートを認定委員会が適当と認めた場合単位を取得できる。
  - (1) 日本高血圧学会総会
  - (2) 臨床高血圧フォーラム
  - (3) 日本循環器病予防学会学術集会
  - (4) 日本動脈硬化学会総会・学術集会
  - (5) 動脈硬化教育フォーラム
- 5) 認定日から更新申請日までに実施した療養指導士としての活動実績報告を合計 10 ポイント以上提出できる者。活動実績とは、療養指導の症例報告に加えて、療養指導に関する教育・啓発活動や研究活動等の報告を含むものとする。
- 6) 実施方法等については高血圧・循環器病予防療養指導士実施細則にて定める。

## 第 6 章 資格の喪失

### 第 16 条

認定委員会は高血圧・循環器病予防療養指導士としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、高血圧・循環器病予防療養指導士の資格を認定委員会の議決を経て取り消すことができる。

## 第 7 章 規則の改廃

### 第 17 条

この規則の改廃は認定委員会、および 3 学会の理事会の議決を経て、変更することができる。

## 第 8 章 補則

### 第 18 条

この規則は 2015 年 9 月 16 日から施行する。

2015年9月16日施行

2016年6月17日一部改訂

2016年10月11日一部改訂

2018年12月23日改訂

2020年2月26日一部改訂